

介保第 21 号
令和 2 年 4 月 8 日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示されたところです。4 月 7 日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 3 1 条第 1 項に基づき、政府において大阪府や兵庫県等 7 都府県を対象とした緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項について再度具体的に整理されましたので周知します。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--